

## 12. 入学手続等

### (1) 入学手続期間

令和2年（2020年）2月19日（水）まで（17時必着）

※原則郵送としますが、やむを得ない事情により郵送で入学手続ができない場合は、事前に連絡の上、来学しての入学手続が可能です。

上記期日までに入学手続きを完了しない者は、AO入試合格者としての権利が消滅します。

この場合、他に出願済みの国公立大学・学部を受験しても、その国公立大学・学部の合格者とはなりません。（「13. 入学手続に関する注意事項」も参照してください。）

### (2) 入学手続方法

合格者は、入学手続期間内に入学手続書類を提出し、所定の入学料を納入のうえ、入学手続を完了してください。

### (3) 納 入 金

#### ① 入学料 282,000円

（注1）入学料に改定があった場合は、改定後の入学料を納入していただくことになります。

（注2）既納の入学料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還できません。

①入学手続をしなかった場合

②入学料を誤って二重に払い込んだ場合

※返還にかかる手数料は、原則、納入者の負担とします。

#### ② 授業料 前期分 267,900円 後期分 267,900円 年額 535,800円

（注1）授業料は、新学期開始後にお支払いいただくことになります。

（注2）授業料の納入は、原則として、預金口座からの「口座振替」とします。

前期の口座振替日は初年度は5月下旬頃、次年度以降は4月下旬頃の予定です。

後期の口座振替日は10月下旬頃の予定です。授業料に関する事項はホームページ

（<http://www.miyazaki-u.ac.jp/campus/fees/jugyou/>）にてご確認ください。

（注3）授業料に改定があった場合は、改定後の授業料を納入していただくことになります。

（注4）在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

### (4) 入学手続の際に提出を求める書類等

合格者には、合格通知書、入学手続関係書類を送付します。必要事項を記入のうえ、これらの書類を提出してください。また、本学の受験票及び大学入試センター試験受験票を提出してください。

### (5) 入学料免除

次のいずれかに該当する特別な事情により、納入が著しく困難であると認められる者は、本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の全額又は半額を免除することができます。

ただし、免除を希望しても「免除の対象者」に該当しない場合は申請できません。対象者に該当するか否かを事前に担当（学生生活支援課 0985-58-7976）へ問い合わせてください。

① 入学前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合

② 入学前1年以内において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合

③ 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

### (6) 入学料徴収猶予

次のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の徴収を猶予することができます。

① 経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者

② 入学前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合

③ 入学前1年以内において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合

④ 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

## (7) 授業料免除及び徴収猶予

次のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は一部を免除することができます。なお、授業料免除申請者は免除の可否が決定するまでの間、授業料の徴収が猶予されます。また、申請時期は大学の指定する日で前期・後期の年2回です。

- ① 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者
- ② 日本学生支援機構給付型奨学金制度の給付奨学生
- ③ 入学前1年以内において、本人の学資を主として負担している者が死亡した場合
- ④ 入学前1年以内において、本人若しくは本人の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合
- ⑤ ③、④に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

※令和2年度（2020年度）から開始予定の新たな修学支援（入学料・授業料免除、給付奨学金）については、詳細が決定次第、大学HPでご案内します。

入学料免除及び徴収猶予、授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

宮崎大学学生支援部学生生活支援課 電話：0985-58-7976（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

## (8) 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構をはじめ都道府県・市町村・各種団体等による奨学金があります。これらはいずれも、人物、学業成績が優秀であり、経済的理由により学資支弁が困難な者を対象に本人の申請に基づき選考のうえ貸与又は給付されます。

また、修学意欲の向上及び学修研究活動の活発化を促し、優秀な人材の輩出をはかることを目的とし、学業成績の優秀な学生のますますの活躍を応援するため、本学独自の「夢と希望の道標」奨学金給付制度があります。

奨学金に関する問い合わせ先

宮崎大学学生支援部学生生活支援課 電話：0985-58-7140, 7976, 7882（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

## (9) 教育用ノート型パソコンの購入・必携化について

国際社会におけるネットワーク化が進む中、「高度情報化時代に対応できる情報処理能力と倫理観を持った人材の育成」が必要となっています。

宮崎大学では、1年次の基礎教育開始時からコンピュータを使った文書作成、データを図表化する方法等の習得、ネットワークを利用して情報を受信・発信する能力の習得等、情報関連の教育を実施しています。また、専門教育に関しても、講義・実験のレポート作成や予習、復習のため、インターネットからの情報収集等が必要不可欠であります。

以上のことから、宮崎大学の教育方針をご理解いただくとともに、学生の皆さんには入学時に各個人でノート型パソコンをご準備していただくようお願ひいたします。

追って、宮崎大学で最低限必要とするパソコンの性能等については、入学手続時に再度ご案内いたします。

## (10) 在学中の保険制度について

本学では、学生が安心して修学及び研究活動ができるように、学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険（略称「学研賠」、「医学賠」）を取り扱っています。

「学研災」は、修学及び研究活動中又は通学中に起きた不慮の事故により、加入者が身体に傷害を被った場合に災害補償する制度であり、全員加入としています。また、「学研賠」、「医学賠」は、加入者が修学及び研究活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する制度です。

これらの保険制度についての詳細と加入手続きについては、入学手続書類と併せて送付します。

在学中の保険制度に関する問い合わせ先

宮崎大学学生支援部学生生活支援課 電話：0985-58-7135（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

## (11) 学生寄宿舎への入居

学生寄宿舎に入居を希望する者（外国人留学生は除く）は、下記①のとおり11月初旬に掲載する「学生寄宿舎入居申請要項」をダウンロードし、同要項にある「入居許可申請書」等を同要項記載の期限までに提出してください。また、ダウンロードできない方は、下記②のとおり「学生寄宿舎入居申請要項」を請求し、同要項に綴り込みの「入居許可申請書」等を同要項記載の期限までに提出してください。提出期限後の申請書は受理できませんので、入居を希望する者は必ず提出期限までに提出してください。

### ① ダウンロードによる学生寄宿舎入居申請要項の請求について

学生支援部ホームページ (<http://gakumu.of.miyanaki-u.ac.jp/gakumu/home.html>) にある重要なお知らせの学生生活情報の欄をご覧ください。

### ② 学生寄宿舎入居申請要項の請求

ア 請求方法：返信用封筒（角形2号、本人の住所・氏名・郵便番号を明記のうえ、140円分の切手を貼付したもの）を同封し、「学生寄宿舎入居申請要項（AO入試）請求」と朱書のうえ、請求してください。

イ 請求先：〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地  
宮崎大学学生支援部学生生活支援課  
電話：0985-58-7142

ウ 請求期限：令和2年（2020年）1月6日（月）

### ③ 学生寄宿舎の概要

寄宿舎名	男子寄宿舎	女子寄宿舎	国際交流宿舎
収容定員	100人	100人	165人
募集人員	6人	6人	11人
入居資格	学部男子学生	学部女子学生	学部学生（男・女）
入居許可期間	1年間（令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）3月） ※4年間を保証するものではありません。		
寄宿料	月額7,000円		月額4,700円
構造	鉄筋コンクリート5階建		鉄骨鉄筋コンクリート8階建
居室定員	1人（個室）		
居室面積	9m <sup>2</sup>	9m <sup>2</sup>	11m <sup>2</sup>
共用施設	補食室（自炊可能）、浴室、洗濯室、トイレ（国際交流宿舎は居室に設置）		
諸経費	光熱水費等 月額 8,000円程度		
所在地	〒889-2155 宮崎市学園木花台西1丁目1番地		

（注1）募集人員には、推薦入試合格者、AO入試合格者、帰国子女入試合格者、社会人入試合格者及び編入学試験合格者が含まれます。

（注2）在学中に寄宿料の改定が行われた場合は、改定時から新寄宿料が適用されます。

（注3）建物内及び周辺に喫煙場所はありません。

## 13. 入学手続に関する注意事項

- (1) AO入試の合格者は、AO入試の趣旨からみて入学手続を行い入学するのが当然ですが、特別の事情があり、合格者本人が2月19日（水）17時までに「入学辞退願」を本学学長に提出し、その承認を得た場合に限りその入学辞退を認めます。
- (2) 上記(1)により入学辞退を承認された者は、国公立大学・学部の一般入試を受験することができます。
- (3) 「入学辞退願」を提出して当該大学の入学の辞退を承認されない限り、他に出願済みの国公立大学・学部を受験しても、その国公立大学・学部の合格者とはなりません。

## 14. 個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人宮崎大学個人情報保護規則」に基づいて取り扱います。
- (2) 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用します。
- (3) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (4) 上記(2)及び(3)の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より該当業務の委託を受けた業者において行なうことがあります。
- (5) 国公立大学の分離分割方式による合格及び追加合格決定業務を円滑に行なうため、氏名、大学入試センターの受験番号、合否及び入学手続に関する個人情報等に限り、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に通知されます。
- (6) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学指導等）②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用します。